

# 健康保険 任意継続被保険者 資格喪失 申出書

下記の①から④の資格喪失事由により、任意継続被保険者の資格を喪失するための申出書です。  
(①から④以外の理由では、この申出書を提出することはできません。)

被保険者情報	被保険者証 記号 <b>9999</b> 番号			
	氏名 (フリガナ)	生年月日	昭和 平成	年 月 日
	住所 〒 - 都・道 府・県	電話番号 (日中の連絡先)	( )	

▷ 該当する資格喪失事由に✓を付け、該当項目をご記入ください。

資格喪失事由	<input type="checkbox"/> ① 健康保険（または船員保険）の被保険者資格を取得したため
	再取得先の健康保険 被保険者証の記号番号
	適用事業所の名称
	資格取得年月日 令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> ② 後期高齢者医療制度の被保険者となったため	
資格取得年月日 令和 年 月 日	
<input type="checkbox"/> ③ 国民健康保険の軽減制度を受けるため（倒産・解雇・雇止めなどによる離職が当てはまる方）	
<input type="checkbox"/> ④ 任意継続被保険者でなくなることを希望するため	

## 【添付書類と留意事項】

喪失事由	添付書類	留意事項
①の方	<ul style="list-style-type: none"><li>任意継続被保険者の被保険者証（被扶養者分を含む） * 高齢受給者証や限度額認定証などの交付を受けている場合は、併せてご提出ください。</li><li>新たに取得した被保険者証のコピー</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>資格喪失年月日は、新たに取得した被保険者証の資格取得年月日となります。</li><li>保険料は、資格喪失月の前月分までとなります。</li></ul>
②の方	<ul style="list-style-type: none"><li>任意継続被保険者の被保険者証（被扶養者分を含む） * 高齢受給者証や限度額認定証などの交付を受けている場合は、併せてご提出ください。</li></ul>	
③の方	<ul style="list-style-type: none"><li>任意継続被保険者の被保険者証（被扶養者分を含む） 【注：被保険者証等の添付について】 申出月の月末までは被保険者証を使用することができます。 申出月の翌月1日以降に健保組合業務課宛に送付ください。 (高齢受給者証なども同様となります。)</li><li>雇用保険受給資格者証のコピー</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>資格喪失年月日は、この申出書を健保組合が受理した日の属する月の翌月1日となります。</li><li>保険料は、この申出書を健保組合が受理した日の属する月分までかかります。</li></ul>
④の方	<ul style="list-style-type: none"><li>任意継続被保険者の被保険者証（被扶養者分を含む） 【注：被保険者証等の添付について】 申出月の月末までは被保険者証を使用することができます。 申出月の翌月1日以降に健保組合業務課宛に送付ください。 (高齢受給者証なども同様となります。)</li><li>* 国民健康保険へのご加入や、被扶養者になる場合はこちらに当てはまります。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>申出後にこの資格喪失を取り消すことはできません。</li></ul>

注: 資格取得月に資格喪失となった場合は、資格喪失月の保険料はかかりません。\*

健保組合記入欄	令和 年 月 日 喪失
---------	-------------